



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-6007  
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー Rop701 号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

## 消費税免税事業者のはずが課税事業者に！パート 2

前月に引き続き消費税の納税義務についての注意点をお知らせしておきたいと思います。

平成 23 年改正において消費税の納税義務の判定が変更になりました。法人であれば前々事業年度の課税売上高の判定に加え、前事業年度開始の日から 6 ヶ月間における課税売上高が 1000 万円を超える場合も課税事業者となります（平成 25 年 1 月 1 日から開始する課税期間から適用）。

例	平成 23 年 1 月～12 月	平成 24 年 1 月～12 月	平成 25 年 1 月～12 月
	課税売上高 700 万円	課税売上高 2400 万円（うち 1 月～6 月課税売上高 1200 万円）	免税？or 課税？

上記の場合、平成 25 年度は課税事業者になります。改正前であれば免税でしたが、改正により平成 24 年度の特定期間における課税売上高が 1000 万円超のため課税事業者となるのです。（ただし、課税売上高に代えて給与支払額の合計額により判定することも可能です。）

税務面のみを考えるのであれば決算期間を変更するのも有効です。平成 24 年 11 月で一度決算を区切れば、平成 24 年 12 月～平成 25 年 11 月までの 1 年間は免税事業者となります。約 1 年間消費税免税の期間が延びるという効果があります。

例	平成 23 年 1 月～12 月	平成 24 年 1 月～11 月	平成 24 年 12 月～平成 25 年 11 月
	課税売上高 700 万円	課税売上高 2200 万円（うち 1 月～6 月課税売上高 1200 万円）	免税事業者

ちなみに個人の場合の特定期間は 1 月～6 月となります。下記課税事業者届出書の URL です。

[http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/pdf/1932\\_3a.pdf](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/pdf/1932_3a.pdf)

## 法定調書の提出に係る罰則が厳しくなっています

平成 24 年 1 月号の SU レターでは、平成 24 年税制改正において、国外財産調書の提出が創設されたことを掲載いたしました。同改正において外国親会社から付与されたストック・オプションの権利行使益等があった場合には、その詳細を記載した調書の提出義務を課す制度が新設されています。

この制度は、一定の要件の下、次のような場合に内国法人の役員や使用人がストック・オプション等の権利行使益等を受けたときは、その内国法人や営業所長等に権利行使益に係る詳細等を記載した調書の提出を義務づけるものです。

- ① 外国親会社が内国法人の発行済株式総数の 50% 以上を直接又は間接に保有し、その外国親会社が、内国法人の役員又は使用人にストック・オプション等を付与している場合
- ② 外国法人が国内に営業所等を有し、その外国法人が営業所等に勤務する外国法人役員又は使用人にストック・オプション等を付与している場合

ストック・オプション等には、制限株式、制限株式ユニット、従業員持株購入券、ファントム・ストックなどが含まれます。また、平成 24 年中にストック・オプション等に基づく権利行使益等の供与等があった場合には平成 25 年 3 月 31 日までに提出することとされています。

さらに、ご留意いただきたいのは、調書を提出しなかったり、提出書類に偽りの記載等があった場合には、「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」に処されるという点です。この制度新設の背景には、昨年の報道等があったように海外でストック・オプション等の権利行使益について申告がされていないという事例から、申告漏れを捕捉する目的があるようです。国外財産調書にしても、この調書にしても、格段に罰則が厳しくなっていますので、提出漏れのないようにご準備いただければと思います。